

第10回野洲川地域安全協議会 議事概要

日時：令和 8 年 6 月 29 日（月）13:30～15:30

場所：野洲市総合防災センター

本協議会は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨などを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、水災害を想定した安全なまちづくりについて意見交換等を行い社会全体で洪水・土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築するため、野洲川および甲賀・湖南圏域における洪水・土砂災害による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することを目的とし、水防法および滋賀県流域治水に関する条例に基づき設置された協議会です。

【出席者】

永田 近江八幡市危機管理監、	安藤 草津市危機管理監、
藤下 守山市環境生活部理事、	的場 栗東市危機管理監、
出嶋 甲賀市危機・安全管理統括監、	井狩 野洲市危機管理監、
今村 湖南市危機管理局長、	沼田 滋賀県流域政策局長、
西川 滋賀県南部土木事務所長、	谷口 滋賀県甲賀土木事務所長、
梅野 彦根地方気象台長、	柴山 琵琶湖河川事務所長

【主な議事】

- 1) 野洲川地域安全協議会規約の改定について
 - ・ 滋賀県の組織名が県土整備部に変更されたことによる規約の改正案について事務局より説明があり、改定案は了承された。
- 2) 現行の取組目標に基づくこれまでの取組結果（R3～R7）
 - ・ 令和 3 年度～7 年度に行われた取組の主な実施内容について、構成機関から報告があり、進捗状況の確認を行った。
- 3) 野洲川地域安全協議会の取組項目（R8～R12）（案）
 - ・ 今後の 5 カ年における取組項目について事務局より説明があり、了承された。
- 4) 野洲川および甲賀・湖南圏域の取組方針（R8.6.29 更新案）
 - ・ 前項を含めた取組方針の更新案について事務局より説明があり、意見交換を行った。また、各構成機関に意見照会を行ない、その結果を踏まえて更新版とすることで了承された。
- 5) 重点取組項目（R8～R12）（案）
 - ・ 今後の 5 カ年における取組項目の中で、特に重点的に取組を進めていく重点取組項目について事務局より説明があり、了承された。
- 6) その他情報提供
 - ・ 琵琶湖河川事務所、滋賀県、気象台からの情報提供として、令和 8 年度ホットライン、豪雨災害に関する意識についてのアンケート結果、中小河川の「洪水浸水想定区域図」と「地先の安全度マップ」の公表、滋賀県防災アプリ、新たな防災気象情報、河川管理

者等による氾濫に係る通報、水防活動の担い手確保の取組、「NIPPON 防災遺産」の積極的な活用の紹介について、各機関から説明があった。

【主な発言】

議事 (2) 野洲川地域安全協議会規約の改定について

議事 (3) 現行の取組目標に基づくこれまでの取組結果 (R3～R7)

議事 (4) 野洲川地域安全協議会の取組項目 (R8～R12) (案)

●新取組番号 34「中小河川における避難判断の目安の検討」について

<琵琶湖河川事務所>

- ・ 資料 4 の新 No34 で、草津市は変更箇所を意味する黄色着色かつ空欄になっているが、どういう意味か？

<事務局>

- ・ 元々は、草津市は取組機関となっていたが、現在は取組完了で、取組担当外（灰色）に変わったという意味である。

●新取組番号 3「土砂災害警戒情報発表の判断基準 (CL) の継続的見直し」について

<滋賀県>

- ・ 資料 7-1 だと名称が「レベル 4 土砂災害危険警報」に変わるということだが、資料 4 の新 No3 では「土砂災害警戒情報」となっている。この言葉は残るのか？

<气象台、滋賀県>

- ・ 法律（土砂災害防止法）上は「土砂災害警戒情報」が残る。

議事 (5) 野洲川および甲賀・湖南圏域の取組方針 (R8. 6. 29 更新案)

●まるごとまちごとハザードマップについて

<琵琶湖河川事務所>

- ・ 資料 5 の P9 に「まるごとまちごとハザードマップを実施していない（湖南市除く）」と記載されているが、資料 3 の一覧表では No24「避難行動に資する「まるごとまちごとハザードマップ」の整備、計画作成等」は○が付いている。どう考えればいいか？

<事務局>

- ・ まるごとまちごとハザードマップを実際に設置しているのは、湖南市だけである。資料 3 の○は「継続実施、実施中」であり、検討段階も含んでいる。

●土地利用規制の取組を実施について

<草津市>

- ・ 新 No40「土地利用規制の取組を実施（1/10、50 cm市街化編入しない）」について、担当者会議の時点では滋賀県のみが取組機関であったが、当該資料では各市も取組機関になっている。それは担当者会議の中で議論があってそうしたのか？

<滋賀県>

- ・ 滋賀県流域治水条例において「地先の安全度マップ 10 年確率降雨時に 50 cm以上の浸水が想定されている区域では、盛土などの対策が取られなければ、新たに市街化区域に編入しない」ことと定められている。実際は市街化区域に編入するかどうかの検討は市町が行い、その申請時に対策が取られているか等を県が確認している。そのやり

取りを考慮して、P17 の新 No40 は県と各市が取組機関に入っている。

●滋賀県河川整備 5 か年プランにおける県管理区間について

<滋賀県>

- ・ 資料 5 の P10 で「滋賀県河川整備 5 か年プラン（第 3 期）（2024 年度～2028 年度）では、野洲川の県管理区間は事業準備区間として位置づけられている」とあるが、「工事準備区間」と「工事実施区間」の 2 区間あるので、そのような書き方に変更してほしい。

●意見照会について

<事務局>

- ・ 今回の野洲川地域安全協議会の取組項目（R8～R12）（案）は、今後、意見照会をかけさせていただく。修正意見が他にもあれば、それも修正したうえで最終版をホームページに挙げさせていただく。

議事（5）重点取組項目（R8～R12）（案）

議題（6）その他情報提供について

●新たな防災気象情報の運用について

<湖南市>

- ・ 新しい防災気象情報の運用に関して、今回の台風 7 号、8 号での土砂災害については、本市ではレベル 2 までの発表であったが、近江八幡市さんや甲賀市さんではレベル 4 まで発表されたと聞く。また、レベル 3 からレベル 4 までのリードタイムが短く、レベル 2 の段階から避難情報を発令する心構えを持って準備しておく必要があるとの説明を受けた。

<気象台>

- ・ 今回、レベル 2 からレベル 3 を経ずにレベル 4 となる市もあった。また、早期注意情報で「土砂災害【中】」が付いていたなら、レベル 2 の段階でもレベル 4 も出るということ想定して事前準備は進めていただきたい。
- ・ 以前の情報発表においても、土砂災害のリスクが急激に上がった際に、警報が出てすぐに土砂災害警戒情報が発表されるという状況もあった。気象台も今回の警報等の出方が以前とどう違ったか等の振り返りをしながら、検証を行ないたいと思っている。

以 上